

令和3・4年度 建設工事

一般競争(指名競争)入札追加参加資格審査申請書等作成要領

希望する登録先(高知市/高知市上下水道局)にかかわらず、高知市総務部契約課、高知市上下水道局企画財務課いずれの窓口でも申請書類の提出が可能です。

なお、高知市、高知市上下水道局両方に登録を希望する場合は、いずれか1か所の窓口申請書類一式を2部提出してください(1部は原本、1部は写しとする。)

審査基準日：令和4年1月1日

●受付期間 令和4年2月1日(火)から令和4年2月28日(月)まで ※土・日、祝日を除く

●提出方法 提出書類は綴ひもでとじてください。

市内業者・市外業者を問わず原則郵送とします。

※ 郵送の場合は、令和4年2月28日(月)到着分までとします。必ず「書留」又は記録が残る送付方法で送付してください。

※ 申請内容を確認後、補正を依頼する場合がありますので、早めの提出にご協力をお願いします。

●提出場所 高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課

【高知市総務部契約課】	【高知市上下水道局企画財務課】
〒780-8571	〒781-8010
高知市本町五丁目1番45号 (高知市役所本庁舎3階)	高知市棧橋通三丁目31番11号 (高知市上下水道局庁舎2階)
高知市総務部契約課 工事契約担当 TEL：088-823-9416 FAX：088-823-9496	高知市上下水道局企画財務課 契約担当 TEL：088-821-9208 FAX：088-833-6549

●その他

- 令和3・4年度の入札追加参加資格の有効期間は令和4年6月1日から令和5年5月31日までですので、委任状の委任期間もこの期間でお願いします。
- 申請書を郵送される方で受付票の返送を希望される場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- 資格審査の結果、有資格者への通知については個別には行いません。資格者名簿をホームページに掲載(令和4年5月27日(予定))しますのでご確認をお願いします。また、ホームページでの確認ができない場合、高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課内でも名簿の閲覧ができますのでご確認をお願いします。
- 申請書の作成・提出を有償で代行するには、行政書士等の資格が必要となります。

市内建設業者 記載要領

○ 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書提出書類一覧表（様式1-1）

- (1) 提出する書類の番号を○で囲み、この一覧表を一番上にして、下一覧表の番号の順に書類を綴じること。ただし、19 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書の2部のうち1部（写し）及び20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書は綴ひもでとじず、別途提出すること。
- (2) 申請内容の確認のために連絡する場合があるので、「担当者」又は「行政書士」欄に必ず記入すること。

1 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書（様式2-1 1枚目）

(1) 「申請先選択」欄 （1枚目）

高知市に申請する場合は「高知市長」に、高知市上下水道局に申請する場合は「高知市上下水道事業管理者」に、高知市及び高知市上下水道局に申請する場合は「高知市長」と「高知市上下水道事業管理者」両方にレ印を記入すること。高知市と高知市上下水道局両方に申請する場合は、いずれか1か所の窓口に申請書類一式を2部提出すること（1部は原本、1部は写しとする）。ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口に原本を提出すること。

(2) 項番1 「許可番号」欄 大臣・知事コード（高知県知事許可39 国土交通大臣許可00）

アラビア数字を使用。番号は右詰めで記入し、左余白は“0”で埋めること。

(例) 高知県知事許可（般-28）第99999号 →

3	9	第	0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

号

(3) 項番2 「審査基準決算」欄

令和4年1月1日以前の直近の事業年度の終了日を記入すること。その際、空位のカラムには「0」を記入すること。

(例) 令和3年8月31日 →

0	3	年	0	8	月	3	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4) 項番3 「申請区分」欄

令和3・4年度に登録があり、新たに申請業種の追加登録を希望する場合（以下「追加申請」という。）は追加のカラムに「1」、それ以外の場合（現在、登録がない者）は新規のカラムに「1」と記入すること。

※ 「前回申請時の許可番号」は、令和3・4年度の申請書と許可番号が異なる場合のみ記入すること。

(5) 項番5 ~ 7 「商号名称」、「代表者名」、「代表者役職名」欄

主たる営業所（常時、請負契約を締結する代表たる営業所）を記入すること。

商号名称（フリガナ）はカタカナで記入すること（法人の種類を表す文字は記入しない。）。

商号名称は、法人の種類を表す略号も記入すること。例：(株)・(有) など

代表者名（フリガナ）はカタカナで記入し、姓と名の間を1文字空けて記入すること。

代表者名は、姓と名の間を1文字空けて記入すること。

代表者役職名を記入すること。

(6) 項番8 「所在地」欄

主たる営業所の所在地を市町村名から記入すること。

(7) 項番9, 11 「電話番号」、「FAX番号」欄

主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番、局番、番号を「-」（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。

(8) 項番10 「課税免税届」欄

令和4年度（令和4年4月1日時点）において、消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

(9) 項番12 「Eメールアドレス」欄

会社メールアドレスがある場合は記入すること（携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね5GB未満）での登録は控えて下さい。）。

※ なお、メールアドレスに変更がある場合は、変更届を提出すること。

(10) 項番13 「入札参加資格審査申請業種」欄 ※ 申請業種数の上限はありません。

※追加申請の場合は、追加を希望する業種欄のみ記入すること

「経審を受けた業種」は、該当する業種のカラムに○を記入し、「申請業種」は、入札参加を申請する業種のカラムに「1」を記入すること。申請しない場合は空白のこと。

- (イ) 工事種別については略号で表示しているの、別紙資料「建設工事種類コード表」及び「建設工事の例示」を参照のこと。
- (ロ) 入札参加を申請する場合は必ず、審査基準日までに建設業の許可を受け、申請日時点で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値：P点の通知を含む。）の発行を受けていなければならない。
- (ハ) 年度途中での申請業種の追加登録はできない。

(11) 項番 **14** 「特定希望工種」欄 （2枚目）

塗装工事及び管工事を申請された方のうち、特定工種の直接施工が可能で、その業種の指名を希望する方のみ記入すること。

(12) 項番 **15** 「出資会社名簿」欄

令和4年1月1日現在で他の建設業許可業者から出資を受けている場合に、その出資状況を記入すること。（個人事業者は記入不要）

出資を受けていない場合は、申請者、許可番号、頁数、総資本金額のみ記入すること。

- 「頁数」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには「0」を記入すること。複数枚になる場合は、様式をコピーしたものを使用すること。
- 「総資本金額（出資金額）」は、円単位で右詰めで記入すること。（会社の資本金額）
- 「番号」は、1から順に通し番号を記入すること。

(13) 項番 **15-1** 「高知市又は高知市上下水道局に建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況表」欄（3枚目）

(1) 会社法に規定する親会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び所在地を記入すること。

(2) 会社法に規定する子会社

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び所在地を記入すること。

(3) 役員の兼任

申請者の役員が、高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称、兼任先の許可番号及び兼任先の所在地を記入すること。

① 「社会保険加入状況」欄 （別記）

申請書に添付している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のとおり、当該箇所へ「1」を記入すること。

※ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査における社会保険等未加入建設業者への対応について

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）の申請は受け付けませんこととします。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれかが未加入となっている事業者が、入札参加資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料を添付してください。

- ・健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し等
- ・雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料

の納入に係る「領収済通知書」の写し等

②「退職金制度加入状況」欄

- イ 建設業退職金共済制度，中小企業退職金共済制度，特定退職金共済制度への加入の有無に「1」を記入すること。
- ロ 上記以外の制度に加入している場合（自社の退職金制度も含む）は，その他退職金制度に該当する制度の名称を記載すること。

③「労災保険」欄

該当があれば記入のこと。

④「建設業労働災害防止協会加入状況」欄

該当があれば記入のこと。

⑤「労働災害発生状況」欄

該当があれば記入のこと。

⑥「営業の沿革」欄

- イ 創業から建設業の登録及び許可，組織の変更，合併，分割，営業の休止，営業の再開，商号又は名称の変更，もしくは資本の変更等を詳細に記載すること。
- ロ 休業等により営業を中断した会社の営業年数は，その中断した期間を控除する。
- ハ 組織変更等が行われた会社の営業年数の起算点は，現在の会社と前の会社が同一性を保持していると認められる場合は，前の会社の営業時からとする。
- ニ 合併が行われた会社の営業年数の起算点は，旧会社の創業時とする。

⑦「建設業以外に行っている営業種目」欄

該当があれば記入のこと。

⑧「上水道又は下水道管渠築造工事」欄（※指名等の参考とさせていただきますので，土木一式工事又は水道施設工事に申請する場合，必ず記入をお願いします。）

工事実績欄は，平成19年4月1日以降に完成し，引き渡しをした上水道又は下水道管渠（函渠）築造工事の実績の有無を番号で記入すること。

シールド及び推進実績欄は，同じく平成19年4月1日以降に完成し，引き渡しをした工事実績の有無を番号で記入すること。

推進工事技士の資格者欄は，推進工事技士の資格を有する技術者の人数を記入すること。

⑨「主観的事項」欄

- ・「ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得」

審査基準日において，認証を取得している欄に「1」を記入し，取得年月日（及び更新審査を受けた場合は最新の更新年月日）を記入すること（※平成23・24年度から品質マネジメントシステム（ISO9000 シリーズ）の加点は廃止しています。）。

- ・「防災協定」 審査基準日時点において，ア又はイのどちらかの協定を締結している場合に「1」を記入すること。（団体に締結している場合の構成員を含む。）

ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定

イ 高知県と締結された協定で，高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定

- ・「消防団協力事業所」 審査基準日時点において，高知市消防団協力事業所に認定されている場合に「1」を記入すること。

- ・「障害者雇用」 審査基準日において，障害者の雇用数が障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準（2.3%）を超えている場合に「1」を記入すること。

- ・「次世代育成支援企業認証等の取得」

審査基準日において，次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている事業者又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（旧：高知県次世代育成支援企業認証）を取得している事業者は「1」を記入すること。

- ・「協力雇用主としての登録及び雇用実績」

審査基準日において，協力雇用主として登録があり，かつ，審査基準日以前3年の間（平成31年1月1日以降）に法務省の協力雇用主制度に基づき，犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を

雇い入れた実績がある場合「1」を記入し、登録年月日及び雇用開始日を記入すること。

2 使用印鑑届（様式3） ※追加申請の場合不要

使用印は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までを通じて、入札・見積・契約・請負代金の請求及び受領等に使用するものを押印する。実印である必要はないが、法人にあっては、法人の代表者であることの表示された印鑑とすることとし、認印は避けること。

3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）

申請日時点で有効かつ最新の通知書を使用すること。ただし、総合評定値（P点）の記載が必要。

※申請業種は、必ず審査基準日までに建設業許可を受け、申請日時点で経営事項審査を受けていること。

4 完成工事高調書（様式4）

- (1) 建設工事の種類ごとに発注者別（官公庁発注のもの、民間発注のもの）に分類して記入すること。
- (2) 過去2か年分の完成工事を記載し、最高一件官公庁元請工事に○印をつけること。
- (3) 指名の際の参考とすることがあるので、別紙資料「建設工事の例示」を参考に、工事内容が分かるように記載すること。
- (4) 全ての工事を記載する必要はないが、金額の高い工事や技術的に特徴のある工事は記載すること。全ての工事を記載しない場合、記載しない工事は「その他○件」と記載し、合計金額を記載すること。
- (5) 「とび・土工・コンクリート」又は「解体工事」がある場合はそれぞれについて調書を作成すること。工事内容は、それぞれに切り分けて記入すること。

5 技術職員の略歴書（様式5）

入札追加参加資格審査申請書提出時の所属技術者全員を記載すること。免許等ではなく実務経験年数により技術者と認められる場合は、「法令による免許等」欄にその旨及び（ ）書きで工種を記載すること。

経營業務の管理責任者の欄には該当者の氏名を記載し、各許可業種の営業所の専任者には営業所専任欄に該当する許可業種の略号を記載すること。

※なお、経營業務の管理責任者若しくは各許可業種の営業所の専任者に変更がある場合は、変更届を提出すること。

6 特別管理産業廃棄物管理責任者名簿（様式6）及び講習会修了証

提出日時点で、管理責任者がいない場合でも「該当者なし」で必ず提出すること。また、「該当者なし」で提出した後に、資格を取得された場合は、再度名簿及び講習会修了証の提出をすること（管理責任者の追加、退職等により資格者数に変動がある場合も同様）。

※特別管理産業廃棄物管理責任者の詳細については、環境省ホームページをご確認ください

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html)

7. 8 事業所等所在地見取図及び事業所等写真（様式7・8） ※追加申請の場合不要

- (1) 見取図…事業所所在地にマーカー等で印をつけておくこと。
- (2) 写真…「事業所等所在地見取図」の事業所等写真で、事業所等外部（看板等を含む建物の全景写真）及び事業所等内部を提出すること。デジタルカメラの画像データを貼り付けてもかまわないが、鮮明なものに限る。

9 舗装工事施工体制状況調書（様式10）

舗装の工種を申請する場合は、必ず添付すること。

10 給配水管工事等資格者名簿（様式11）

管、水道施設の工種を申請する場合は、必ず添付すること。申請書提出時の登録及び資格者全員を記載し、記載した資格者全員の資格者証の写しを添付すること。

11 建設業許可通知書又は証明書

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し又は証明書の写しを提出すること。

12. 13 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人)、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人) (どちらも写し可) ※追加申請の場合不要

法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人事業者については、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

- ・身分証明書…本籍地の市町村で発行
- ・登記されていないことの証明書(主に成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明)…法務局(本局)で発行

※ 証明日が令和4年1月1日以降のものに限る。

14. 15. 16. 17 各種納税等の証明書 (写し可) ※追加申請の場合不要

全ての税等について、滞納(未納)がないことの証明書 ※ 証明日が令和4年1月1日以降のものに限る。

- (1) 市税…高知市発行の指名願用の証明(国民健康保険料の証明も含まれる)
- (2) 県税…県税事務所長の証明
- (3) 国税…税務署長の証明 ※「その3」

⇒法人の場合「法人税、消費税及地方消費税、その他(源泉所得税及復興特別所得税)」の3税目についての証明書【税務署(様式その3 未納税額のない証明用)】

⇒個人の場合「申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税、その他(源泉所得税)」の3税目についての証明書【税務署(様式その3 未納税額のない証明用)】

※ 税務署の証明書の種類は「その3の3」ではなく、「その3」となりますので、別添の「納税証明書交付請求書(記入例)」を参考に、必要な税目をご確認の上、取得してください。詳しくは、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。納税証明書交付請求書もここからダウンロードできます。

- (4) 社会保険料の納入確認(証明)書…直近2年間の納期が到来した健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、滞納がないこと分かる確認書又は証明書(年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は高知市様式で確認印が押印されたもの(健康保険組合等の証明は任意の様式で可))。領収書での証明は不可。

※ 日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)から社会保険料納入証明申請書をダウンロードすることができます。

※ 事業主以外の方が年金事務所へ社会保険料の納入確認(証明)書の申請及び受領を行う場合、委任状が必要です。

「社会保険料の納入確認(証明)書」が提出されない場合は、入札参加資格を得ることができません。

法人事業所のみならず個人事業者の方でも「強制適用事業所」に該当する場合があります。お問合せは、所管の年金事務所にお問い合わせいたします。

個人事業者で強制適用事業所に該当しない場合は、納入確認書を提出する必要はありません(その場合は、国民健康保険料の証明を添付願います。)

⇒健康保険料：年金事務所又は加入の健康保険組合等で証明

⇒厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金：年金事務所等で証明

- (5) 国民健康保険料完納証明書…個人の方のみ。市町村が発行する滞納額のないことが分かる証明

18 格付に係る確認書類(ISO等認証取得、防災協定・消防団協力事業所、障害者雇用、次世代育成支援企業認証等の取得・協力雇用主としての登録及び雇用実績)

※ 追加申請の場合不要。ただし令和3年1月2日から令和4年1月1日までの間に評価基準を満たすこととなった場合は認証・登録証等の提出をお願いします。

- ・ISO等認証取得については、「ISO14000」シリーズは登録証及び定期審査報告書の写しを、「エコアクション21」は認証・登録証の写しを添付すること。
- ・防災協定については、審査基準日時点において高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結していることを証明する書類の写しを添付すること(高知市及び高知県双方と協定を締結している場合は、高知市と協定を締結していることを証明する書類の写しを添付すること)。団体で締結している場合は、

団体の代表者が構成員であることを証明する書類の写しを添付すること。

- ・消防団協力事業所については、審査基準日時点において高知市消防団協力事業所に認定されている場合に、高知市消防局総務課（総合あんしんセンター５階）から発行される証明書の写しを添付すること。
- ・障害者雇用については、審査基準日時点において、１年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えていること。障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第７項に係る報告義務がある場合（従業員４３．５人以上を雇用している事業主）は、審査基準日直前に公共職業安定所（ハローワーク）に提出した報告書の写し及び審査基準日時点で報告書に記載した障害者の方を継続して雇用されていることが分かる書類の写しを添付すること（障害者の雇用数が法定雇用率（２．３％）を超える場合のみ）。報告義務のない場合は、審査基準日時点で継続して１年以上障害者の方を雇用していることが分かる書類を添付すること。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定通知書又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証書（旧：高知県次世代育成支援企業認証書）の写しを添付すること。
- ・協力雇用主としての登録及び雇用実績については、審査基準日時点において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ審査基準日以前３年の間（平成３１年１月１日以降）に同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）に、高知保護観察所から発行される証明書の写しを添付すること。

※ 協力雇用主制度について、詳しくは高知保護観察所（Tel088-873-5118）にお問い合わせください。

19 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（【別紙１】） ※追加申請の場合不要

※必ず２部提出してください。（うち１部は写し可）

高知市内に主たる営業所を有する事業者で、次のいずれかに該当する場合は提出してください。

- ① 従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者
- ② 審査基準日において、個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合

※ 従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。

<参考>

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わってその従業員等が納めるべき個人住民税を、所得税と同じように給与から天引きして市町村に納める制度です。ここで「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

所得税法第１８３条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第３２１条の３及び４、高知市税条例第４４条及び第４５条の規定により、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。

申請者が特別徴収義務者に該当するか、また手続等が不明な場合は、高知市財務部市民税課（Tel088-823-9422）にお問い合わせください。

20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（【別紙２】） ※追加申請の場合不要

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の裏面の記入方法等を参照の上、該当する役員等について記入してください。

市外建設業者 記載要領

○ 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書提出書類一覧表（様式1-2）

- (1) チェック項目にて各提出書類を確認の上、この一覧表を一番上にして、以下一覧表の番号の順に書類を綴じること。ただし、19 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書の2部のうち1部（写し）及び20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書は綴ひもでとじず、別途提出すること。
- (2) 申請内容の確認のために連絡する場合があるので、「担当者」又は「行政書士」欄に必ず記入すること。

1 令和3・4年度建設工事一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書（様式2-2）

(1) 「申請先選択」欄 （1枚目）

高知市に申請する場合は「高知市長」に、高知市上下水道局に申請する場合は「高知市上下水道事業管理者」に、高知市及び高知市上下水道局に申請する場合は「高知市長」と「高知市上下水道事業管理者」両方にレ印を記入すること。高知市と高知市上下水道局両方に申請する場合は、いずれか1か所の窓口に申請書類一式を2部提出すること（1部は原本、1部は写しとする。）。ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口に原本を提出すること。

(2) 項番1 「許可番号」欄 大臣・知事コード（高知県知事許可 39 国土交通大臣許可 00）

経営規模等評価結果通知書にある許可番号を記入すること。アラビア数字を使用。番号は右詰めで記入し、左余白は“0”で埋めること。（例）国土交通大臣許可 第99999号 →

0	0	第	0	9	9	9	9	9	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3) 項番2 「審査基準決算」欄

令和4年1月1日以前の直近の事業年度の終了日を記入すること。その際、空位のカラムには「0」を記入すること。（例）令和3年8月31日 →

0	3	年	0	8	月	3	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4) 項番3 「継続新規区分」欄

令和3・4年度に登録があり、新たに申請業種の追加登録を希望する場合（以下、追加申請という。）は追加のカラムに「1」、それ以外の場合（現在、登録がない者）は新規のカラムに「1」と記入すること

(5) 項番4 「商号名称（フリガナ）」欄

本社の名称をカタカナで記入すること（法人の種類を表す文字は記入しない。）。

(6) 項番5 「商号名称」欄

法人の種類を表す略号を記入し、本社の名称を記入すること。

(7) 項番6 「代表者名（フリガナ）」欄

カタカナで記入し、姓と名の間を1文字空けて記入すること。

(8) 項番7 「代表者名」欄

姓と名の間を1文字空けて記入すること。

(9) 項番8 「代表者役職名」欄

代表者の役職名を記入すること。

(10) 項番9 ～ 10 「所在地」、「郵便番号」欄

建設業許可の主たる営業所の所在地を「丁目」、「番地」等は「-」（ハイフン）で区切ること。

(11) 項番11, 13 「電話番号」、「FAX番号」欄

本社の電話番号及びFAX番号を、市外局番、局番、番号を「-」（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。

(12) 項番12 「課税免税届」欄

令和4年度（令和4年4月1日時点）において、消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

(13) 項番14 「本社メールアドレス」欄

本社メールアドレスを記載すること（携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね5GB未満）での登録は控えて下さい。）。

※ なお、メールアドレスに変更がある場合は、変更届を提出すること。

(14) 項番15 「申請業種欄」 ※申請業種で登録できる業種は5業種までとする。

※追加申請の場合は、追加を希望する業種欄のみ記入すること

入札参加を申請する業種について、区分の欄に、特定建設業許可の場合は「2」、一般建設業許可の場合は「1」を記

入すること。また、経営規模等評価結果総合評定値欄には、審査基準日以前直近の事業年度の終了日を審査基準日とする経営規模等評価申請の総合評定値（P）を右詰めで記入すること。なお、申請しない業種については空欄のこと。注：営業所に契約権限を委任する場合は、当該営業所に建設業許可のある業種に限ります。

※ 入札参加を申請する場合は、必ず審査基準日までに建設業の許可を受け、申請日時点で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値：P点の通知を含む。）の発行を受けていなければならない。また、年度途中での申請業種の追加登録はできない。

(15) 16 ～ 23 「受任者」欄

支店等への委任事項がある場合、その支店の営業所名、営業所代表者名、営業所所在地、電話番号等を記入すること。

※ 記載するメールアドレスについては、項番 14 を参照のこと。

(16) 24 「高知市又は高知市上下水道局に建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」欄 （2枚目）

(1) 会社法に規定する親会社等

申請者から見て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び所在地を記入すること。

(2) 会社法に規定する子会社等

申請者から見て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称、許可番号及び所在地を記入すること。

(3) 役員の兼任

申請者の役員が、高知市又は高知市上下水道局に対して建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称、兼任先の許可番号及び兼任先の所在地を記入すること。

① 「社会保険加入状況」欄 （別記）

申請書に添付している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のとおり、当該箇所へ「1」を記入すること。

※ 社会保険等未加入建設業者への対応については、市内建設業者記載要領の 1 ①を参照のこと。

② 「退職金制度加入状況」欄

イ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度への加入の有無に「1」を記入する。

ロ 上記以外の制度に加入している場合（自社の退職金制度も含む）は、その他退職金制度に該当する制度の名称を記載すること。

2 使用印鑑届（様式 3） ※追加申請の場合不要

本社所在地、本社商号又は名称、本社代表者名、電話番号等を記入すること。支店等への委任事項がある場合、その支店の営業所所在地、営業所商号又は名称、営業所代表者名、電話番号等を記入すること。

使用印は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までを通じて、入札・見積・契約・請負代金の請求及び受領等に使用するものを押印する。実印である必要はないが、法人にあっては、法人の代表者であることの表示された印鑑とすることとし、認印は避けること。

3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）

申請日時点で有効かつ最新の通知書を使用すること。ただし、総合評定値（P点）の記載が必要。

※申請業種は、必ず審査基準日までに建設業許可を受け、申請日時点で経営事項審査を受けていること。

4 委任状 ※追加申請の場合不要

支店等に委任事項がある場合に添付すること。委任者、受任者の氏名、押印等は、使用印鑑届（様式 3）に記載・押印したものと同一であること（委任期間については、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までとする）。様式は任意の様式

でかまわないが、申請先を下記のとおりとし、申請先に必ずレ印を記入すること。

- 高知市長 様
- 高知市上下水道事業管理者 様

5 営業所一覧表（様式12） ※追加申請の場合不要

必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

6. 7. 8 事業所等所在地見取図、事業所等写真、営業所（支店）調書（様式7・8・9） ※追加申請の場合不要

高知市に営業所、支店・事業所等を有する場合は、必ず提出すること。

- (1) 見取図…事業所所在地にマーカー等で印をつけておくこと。
- (2) 写真…「事業所等所在地見取図」の事業所等写真で、事業所等外部（看板等を含む建物の全景写真）及び事業所等内部を提出すること。デジタルカメラの画像データを貼り付けてもかまわないが、鮮明なものに限る。
- (3) 営業所（支店）調書…「法人設立（開設）届の状況」で届ありの場合は、本市市民税課の受付印のある届出書があれば写しを添付すること。添付ができない場合は、添付できない理由（紛失のため等）を様式の余白に記入すること。「本市課税の納付状況」で納付ありの場合は、高知市発行の指名願用の納税証明書を添付すること。

9 完成工事高調書（様式4）

過去2か年分の完成工事を記載すること。必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

※「とび・土工・コンクリート」又は「解体工事」がある場合は工事内容により、切り分けて記入すること。

10 技術職員の略歴書（様式5）

必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

11 建設業許可通知書又は証明書

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し又は証明書の写しを提出すること。

12. 13 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人）、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人）（どちらも写し可） ※追加申請の場合不要

法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人事業者については、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

- ・身分証明書…本籍地の市町村で発行
- ・登記されていないことの証明書（主に成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明）…地方法務局（本局）で発行

※ 証明日が令和4年1月1日以降のものに限る。

14. 15. 16. 17. 18 各種納税等証明書（写し可） ※追加申請の場合不要

全ての税等について、滞納（未納）がないことの証明書 ※ 証明日が令和4年1月1日以降のものに限る。

- (1) 市町村税（本社所在地）…市町村長発行の証明

※ 滞納がないことが分かる証明書が発行されない市町村については、審査基準日時点における納期到来分の直近2事業年度（2年間分）の納税証明書を提出すること。

- (2) 都道府県税（本社所在地）…都道府県税事務所の証明

※ 滞納がないことが分かる証明書が発行されない都道府県については、審査基準日時点における納期到来分の直近2事業年度（2年間分）の納税証明書を提出すること。

- (3) 国税…税務署長の証明 ※「その3」

⇒法人の場合「法人税、消費税及地方消費税、その他（源泉所得税及復興特別所得税）」の3税目についての証明

書【税務署（様式その3 未納税額のない証明用）】
⇒個人の場合「申告所得税及復興特別所得税，消費税及地方消費税，その他（源泉所得税）」の3税目についての証明書【税務署（様式その3 未納税額のない証明用）】

※ 税務署の証明書の種類は「その3の3」ではなく、「その3」となりますので，別添の「納税証明書交付請求書（記入例）」を参考に，必要な税目をご確認の上，取得してください。詳しくは，国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。納税証明書交付請求書もここからダウンロードできます。

(4) 社会保険料の納入確認（証明）書…直近2年間の納期が到来した健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について滞納がないこと分かる確認書又は証明書（年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は高知市様式で確認印が押印されたもの（健康保険組合等の証明は任意の様式で可））。領収書での証明は不可。

※ 日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）から社会保険料納入証明申請書をダウンロードすることができます。

※ 事業主以外の方が年金事務所へ社会保険料の納入確認（証明）書の申請及び受領を行う場合，委任状が必要です。
「社会保険料の納入確認（証明）書」が提出されない場合は，入札参加資格を得ることができません。
法人事業所のみならず個人事業者の方でも「強制適用事業所」に該当する場合があります。お問い合わせは，所管の年金事務所にお問い合わせいたします。

個人事業者で強制適用事業所に該当しない場合は，納入確認書を提出する必要はありません（その場合は，国民健康保険料の証明を添付願います。）。

⇒健康保険料：年金事務所又は加入の健康保険組合等で証明

⇒厚生年金保険料，児童手当拠出金及び子ども・子育て拠出金：年金事務所で証明

(5) 国民健康保険料完納証明書…個人の方のみ。市町村等が発行する滞納額のないことが分かる証明

19 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（【別紙1】） ※追加申請の場合不要

※必ず2部提出してください。（うち1部は写し可）

高知市に営業所・支店・事業所等を有する事業者で，次のいずれかに該当する場合は提出してください。

- ① 従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者
- ② 審査基準日において，個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合

※ 従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。

※ 特別徴収についての詳細は，市内建設業者記載要領の19<参考>を参照のこと。

20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（【別紙2】） ※追加申請の場合不要

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の裏面の記入方法等を参照の上，該当する役員等について記入してください。